

## 滝沢市交流拠点複合施設の指定管理者の募集に係る補足説明

《滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定委員会設置要綱について》

滝沢市交流拠点複合施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のP 13に記載している「滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定委員会設置要綱」の最終名称は、「滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定委員会設置規程」になります。なお、この規程内容は、次項のとおりです。

## 滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定委員会設置規程

### (設置)

第1条 滝沢市交流拠点複合施設の管理を指定管理者に行わせるための指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定を公平かつ適正に実施するため、滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選定委員会は、候補者の選定に関し、審査する。

### (組織)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民環境部長をもって充て、選定委員会の総括者とする。

3 副委員長は、経済産業部長をもって充て、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 健康福祉部長

(2) 都市整備部長

(3) 企画総務部長

(4) 教育委員会教育次長

(5) 議会事務局長

(6) 滝沢市上下水道部長

### (会議)

第4条 委員長は、必要に応じて選定委員会を招集し、その議長となる。

### (事務局)

第5条 選定委員会に事務局を置き、事務局長は地域づくり推進課長をもって充て、事務局員は地域づくり推進課職員をもって充てる。

### (委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この訓令は、平成27年11月1日から施行する。

#### (この訓令の失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。